

**今後の帰宅困難者対策
に関する検討会議（第2回）
参考資料**

**平成29年10月16日
東京都総務局総合防災部**

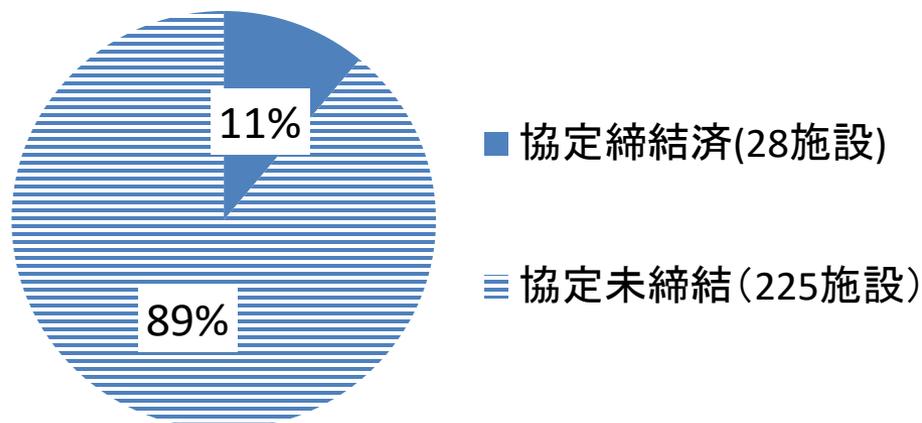
1. 施設活用に関する要望書の受領

平成29年9月21日 東京都宗教連盟から要望書を受領

< 要望書の主な内容 >

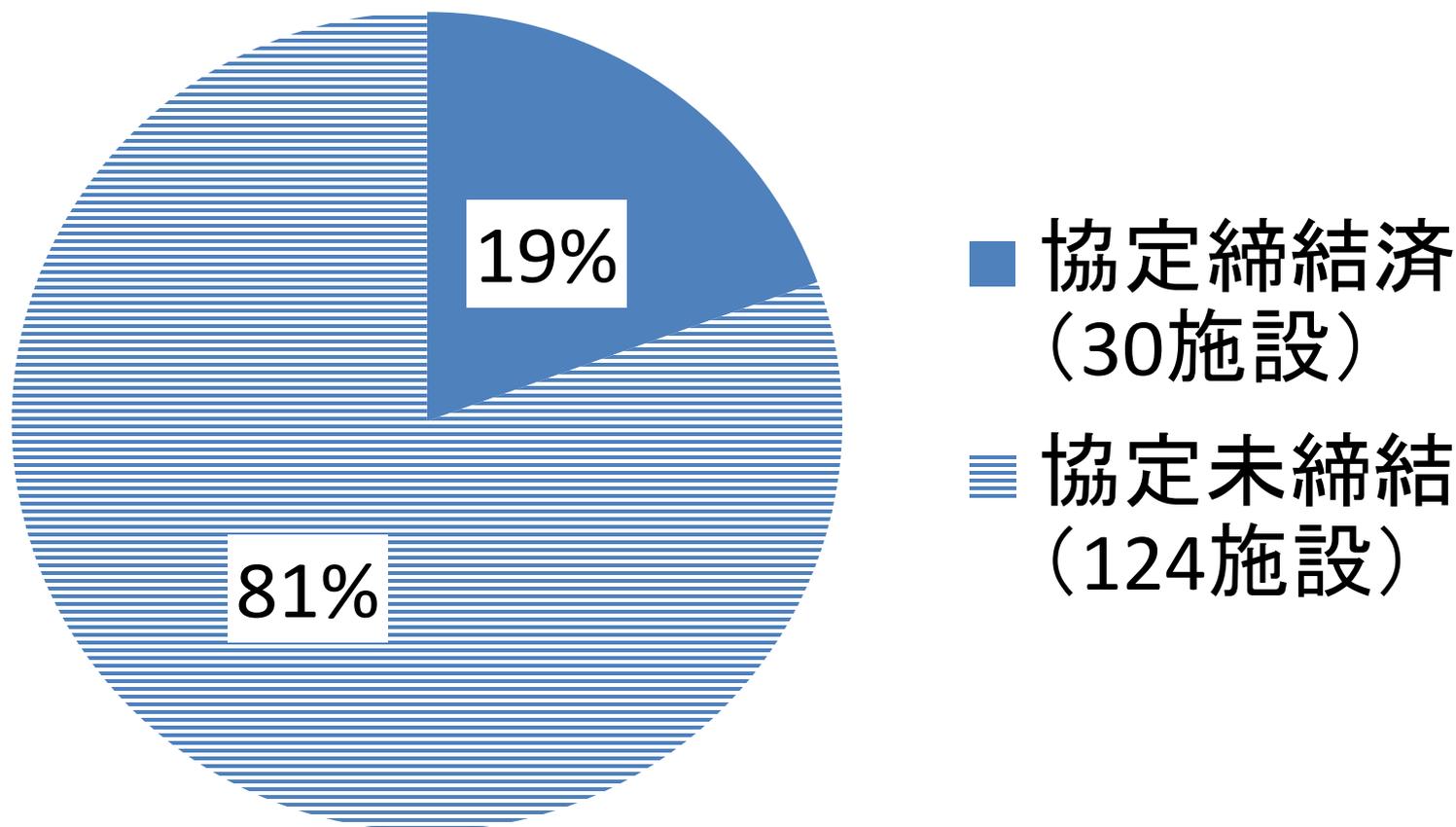
都内の宗教法人所有施設における、
帰宅困難者一時滞在施設等として有効活用を促進

【参考】宗教法人施設（延床面積2千㎡以上）の一時滞在施設確保状況



2. 都内大学との連携状況

都内大学のうち、約2割と一時滞在施設の協定を締結済み



3. 備蓄品購入費用補助制度（1）

【平成25年度に制度創設】

帰宅困難者向けの備蓄品購入費用の5/6を補助
（1人当たりの上限補助金額は¥7,500）

指定備蓄品目	推奨備蓄品目（※）
水	マット・シート・寝袋
食料	おむつ
簡易トイレ	生理用品
毛布又はブランケット	救急セット

（※）
推奨備蓄品目は
指定備蓄品目完備
が要件

□ 補助要件

- 施設の所在する区市町村と帰宅困難者の受入れに関する協定を締結していること
- 3日分の従業者向けの備蓄品を完備していること
- 事業継続計画（BCP）を策定していること

4. 備蓄品購入費用補助制度（2）

【平成27年度に制度改正を実施】

改正前	改正後
備蓄品（指定備蓄品4品目）一括購入	1品目から補助対象
備蓄品3日分一括購入	不足日数分の購入も補助対象
指定備蓄品のみ	都が指定する4品目を完備した事業者については、新たに受け入れる帰宅困難者のための推奨備蓄品を補助対象

5. 学校における防災教育（1）

＜教材を活用し、防災教育を推進＞

教材名	対象	目的
防災教育副読本 「地震と安全」	小・中・高	児童・生徒一人一人が、地震による災害から、自分や他人の生命を守る力を積極的に身に付ける。
防災教育補助教材 「3.11を忘れない」	小・中	首都直下地震等に備え、防災教育の充実を図る。
保健補助教材 「災害の発生と安全・健康 ～3.11を忘れない～」	高	首都直下地震等に備え、防災教育の充実を図る。
防災ノート 「東京防災」	小・中・高	防災ブック「東京防災」を有効に活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を充実させる。

6. 学校における防災教育（2）

<地震と安全（中学校）の記載>

帰宅が困難な場合には

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のとき、首都圏では、電車や地下鉄などの交通機関が止まり、多くの人が身動きできずに混乱しました。東京都では、平成25年4月に「東京都帰宅困難者対策条例」が施行されました。学校等からの帰宅が困難な場合、どのように行動したらよいか考えてみましょう。



都民としての取組

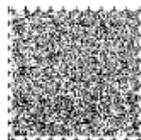
- すぐに帰宅するのではなく、学校や会社等にとどまる。
- 家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備を行う。

企業や商店等の取組

- 会社などに食料、飲料水、毛布などを備蓄する。
- 飲食店やコンビニエンスストア等では、トイレ等を提供する。

8

キリトリ



「171（災害用伝言ダイヤル）」の利用方法

子供が171にダイヤルする

ガイダンスが流れる

1を押す

ガイダンスが流れる

自宅の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を録音する

↑保護者が録音された伝言を聞くには2を押します。

※切り取って常に携帯しましょう。詳しく知りたい場合は、<http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html>

7. 大震災発生時の交通規制（1）

<震度6弱以上の地震が発生した際の交通規制>

（1）第一次交通規制

- ・環状7号線から都心方向への車両の通行禁止
- ・環状8号線から都心方向への車両の通行抑制
- ・「緊急自動車専用路」（7路線）の緊急自動車等以外の一般車両の通行禁止

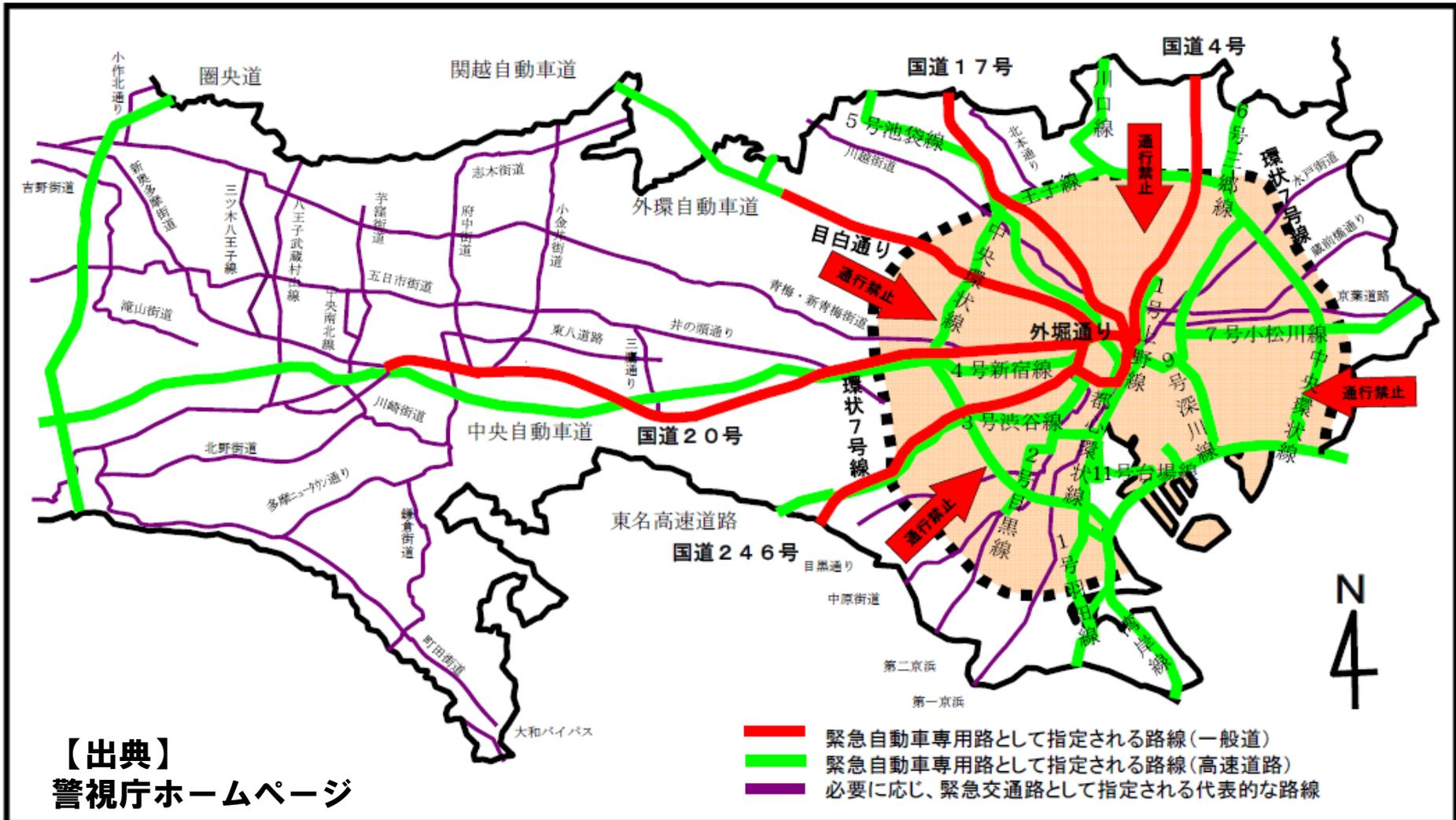
（2）第二次交通規制

- ・「緊急自動車専用路」を「緊急交通路※」に指定
- ・被害状況等を勘案し、必要な路線（31路線）を「緊急交通路」に指定

※緊急通行車両等災害の応急対策に従事する車両以外は通行できない

8. 大震災発生時の交通規制(2)

【交通規制図】



9. 大震災発生時の交通規制(3)

大震災(震度6弱以上)が発生したら
～警視庁からのお願い～

大震災発生後は、新たに自動車を使用しないでください。

大震災発生時、運転中の方は次のように行動してください。

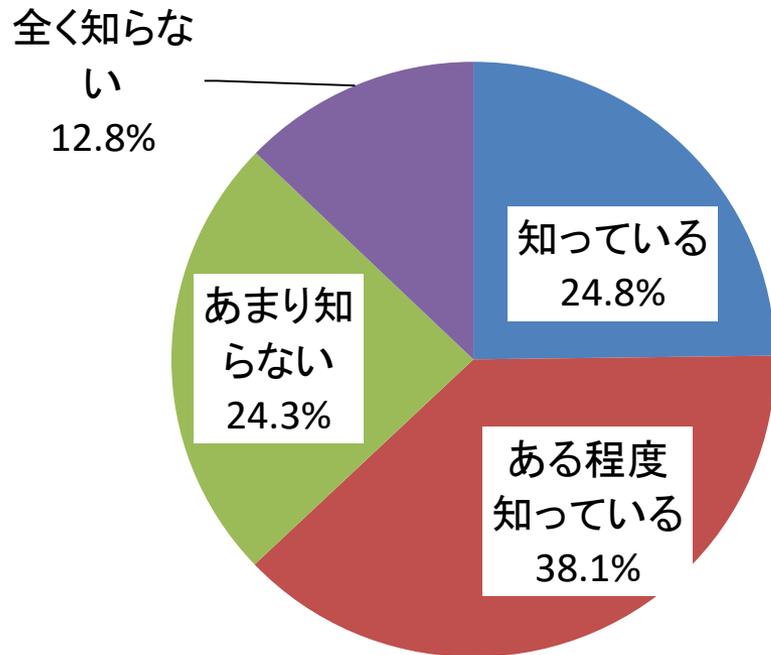
- 1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止してください。
- 2 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動してください。
- 3 高速道路を通行中の車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動してください。
- 4 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の車は、速やかに道路外の場所に移動をしてください。
- 5 特に、高速道路を含む7路線(高速道路、国道4号、国道17号、国道20号、国道246号、目白通り、外堀通り)は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の線路となりますので、速やかに移動をしてください。
- 6 目的地に到着した後は、自動車を使用しないでください。

【出典】
警視庁ホームページ

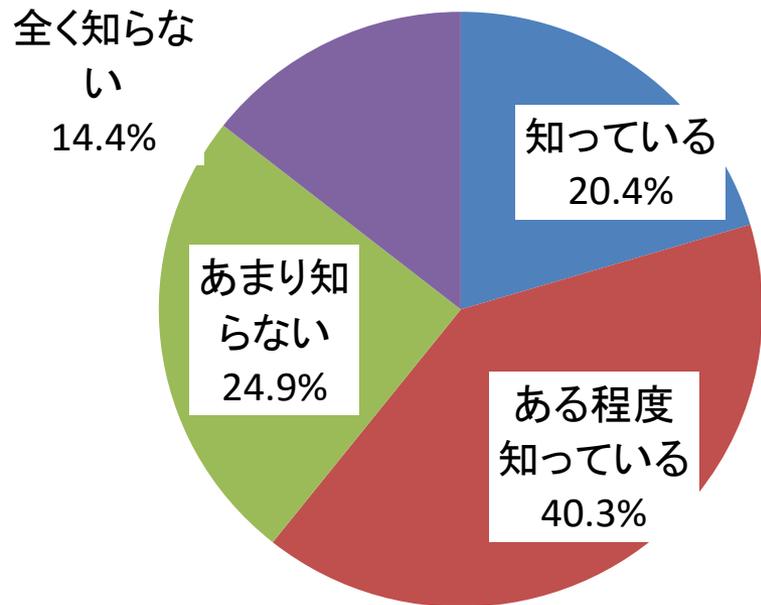
10. 大震災発生時の交通規制 (4)

<都民向けアンケート調査結果>

「大震災発生時の交通規制」を
知っていますか？



「大震災発生時の自動車利用について」
(被災後は車を使用しないなど)を
知っていますか？



【出典】
大震災発生時における交通行動等の調査結果
(平成28年 警視庁) (n=2,452)

11. 物資の確保に向けた取組

<豊島区の事例>

平成29年2月に、豊島区と株式会社ファミリーマートが「災害物資の供給等に関する協定」を締結

● 主な協定内容

- ・ 必要な物資の供給
- ・ 区内店舗における早期の営業再開

● 協定締結による効果

- ・ 災害時に必要となる物資の供給
- ・ 店舗の早期営業再開による区民の生活安定

→発災時には民間事業者の協力を得て物資を確保

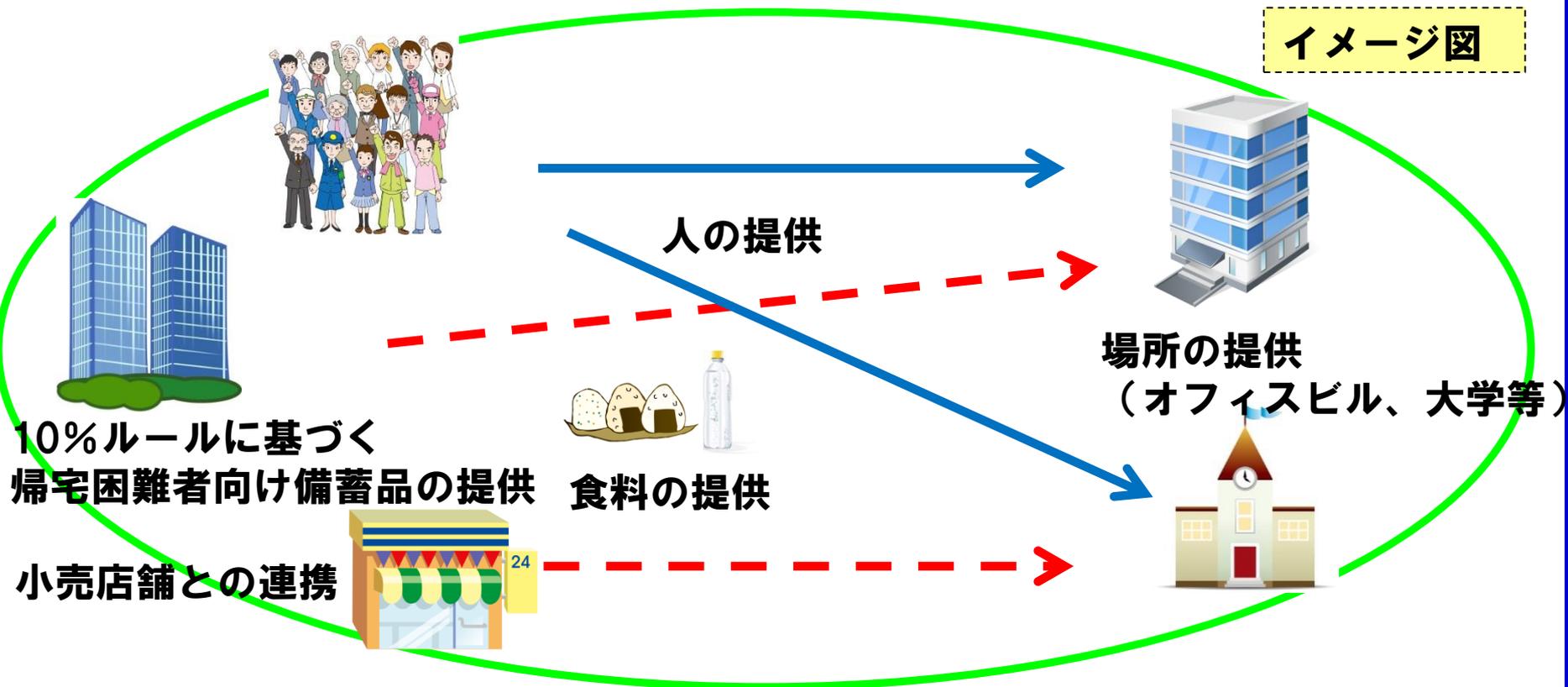
12. 地域内での事業者間の連携（1）

- 共助の理念に基づく帰宅困難者対策の推進に当たっては、事業者間の連携が重要
- 一つの事業者だけで帰宅困難者を受け入れるのは難しいが、部分的な協力が可能な事業者はありと考えられる。

（部分的な協力の例）

場所の提供	・帰宅困難者の受け入れ
人の提供	・帰宅困難者の誘導 ・近隣の一時滞在施設の運営 ・物資の運搬
物資の提供	・事業者間の連携による防災備蓄品の融通 ・事業者に備蓄されている外部の帰宅困難者向けの食料（10%ルール）の融通

13. 地域内での事業者間の連携（2）

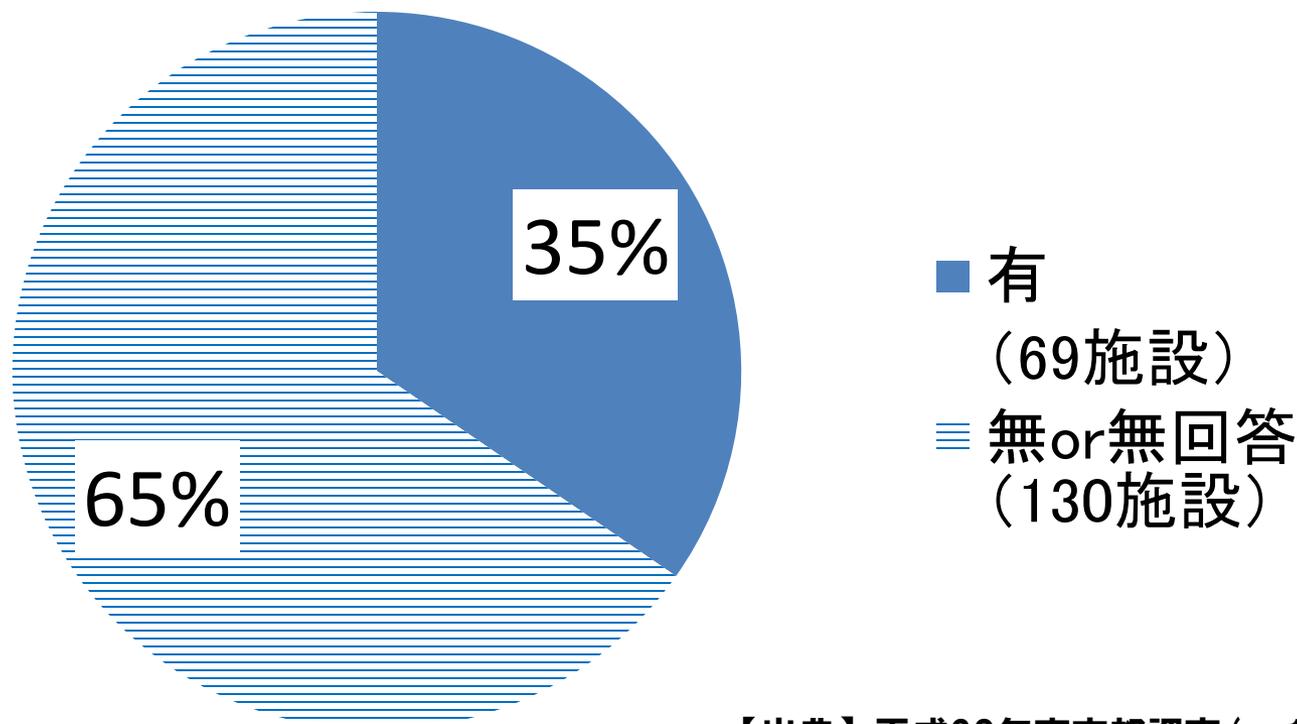


- ・ 都内では44の駅前滞留者対策協議会が設置されており、地域ルールを定めるなど駅周辺の滞留者の安全確保に向けた取組を実施
- ・ 地域内での事業者間の連携を推進することにより、地域の防災力の向上につながる可能性

14. 要配慮者への対応(1)

<外国人来訪者への対応>

- 都立一時滞在施設における外国人来訪者への対応状況
(多言語での案内表示等)

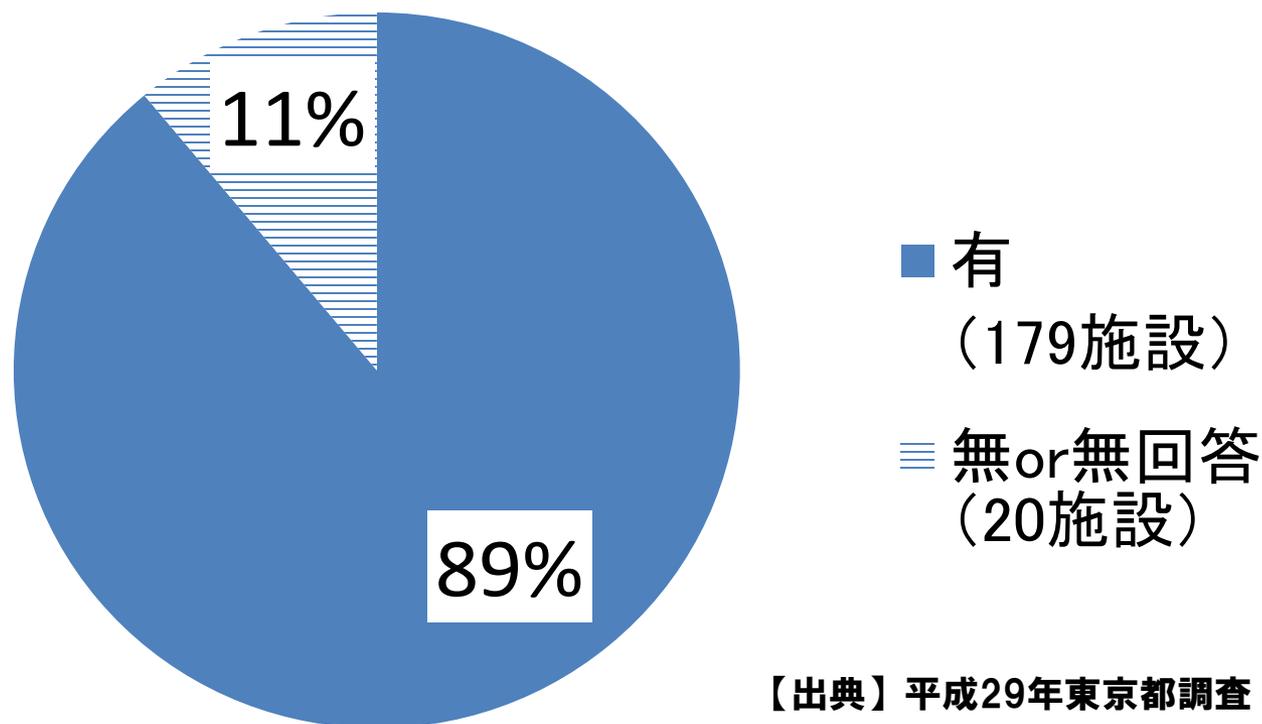


【出典】平成29年東京都調査 (n=199)

15. 要配慮者への対応 (2)

<高齢者・障害者への対応>

- 都立一時滞在施設における建物内のバリアフリー施設（スロープ、エレベーター、多目的トイレ等）の整備状況



【出典】平成29年東京都調査 (n=199)